



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2  
TEL/03-5253-5111 FAX/03-5253-7531  
<http://www.fdma.go.jp/>



- ACCESS**
- 丸ノ内線「霞ヶ関」駅下車  
A3b出口直結
  - 日比谷線「霞ヶ関」駅下車  
A3b出口直結
  - 千代田線「霞ヶ関」駅下車  
A3b出口直結
  - 有楽町線「桜田門」駅下車  
4番出口徒歩約3分
- 
- 消太  
しょうた  
「全国消防イメージキャラクター」



チームで守る。

# 消防庁

総合職技術系採用案内

Fire and Disaster Management Agency



科学技術で守る。





# 「守る」という 決意のもとに。

## MESSAGE

### 消防庁は理系の皆さんを求めています。

今後発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする地震災害に備えるとともに、近年相次いで発生している集中豪雨・台風等の自然災害がもたらす被害を軽減するため、消防防災の科学技術を活用した対応策はますます重要となっています。

さらに、高齢化・人口減少に代表される社会構造の大きな変化、エネルギー事情の変化等消防を取り巻く環境の変化や課題に科学技術の側面からの確に対応する必要があります。

このように、消防防災に対する新たな課題は大きくかつ多岐にわたり顕在化してきており、これらの課題に積極的に対応し、国民生活の安心・安全を確保していく上で、消防防災分野における理系行政官の果たす役割はますます重要となっています。

## CONTENTS

- P03 組織紹介**  
消防庁の組織紹介

**P19 プロジェクトストーリー**  
職員の被災地における消防庁職員の活躍
- P05 メッセージ**  
消防庁の理系行政官の紹介

**P21 職員紹介**  
地方・他省庁で働く職員
- P07 消防庁の業務紹介**  
平常時と緊急時における消防防災業務

**P22 キャリアパス**  
消防庁キャリアパスによるステップアップを紹介
- P09 職員紹介**  
2名の職員が消防庁に入庁してから感じてきたことについて紹介

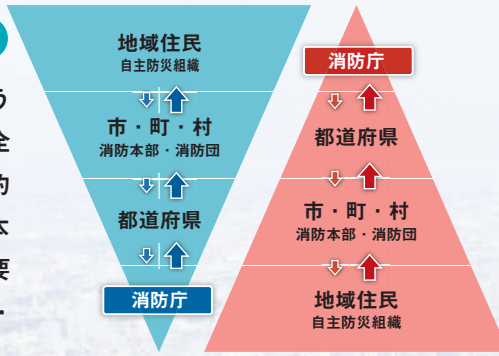
**WLB**  
仕事と生活の調和のための制度
- P13 職員紹介**  
6名（総務課、消防・救急課、予防課、防災課、消防研究センター）の職員の業務を紹介



# 消防庁の役割

## 平常時 消防行政の礎として!

社会経済情勢等の変化とこれに伴う地域社会の変化の中で、「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備、車両・資機材の配備を行います。



## 緊急時 災害対応の司令塔として!

地域の消防力では対処できない大規模地震や台風などの自然災害、大規模事故、テロや有事などの緊急事態に際し、被害の全貌を迅速に把握するとともに、全国的な見地から緊急消防援助隊の派遣などを行い、被害の抑制に当たります。

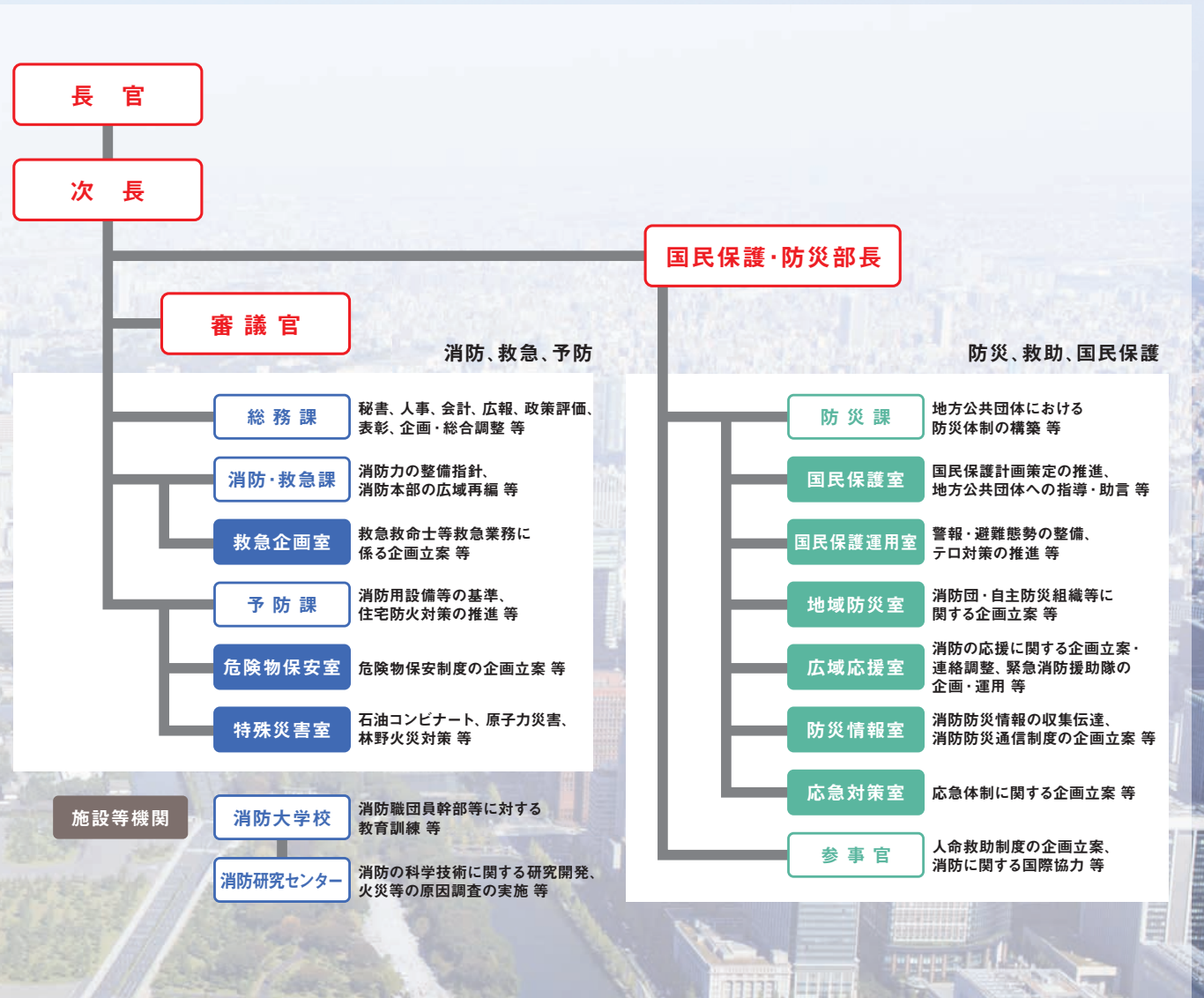
## 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。  
(消防組織法第1条)

## 災害の種類

- 大規模災害・事故**
  - ・地震災害・津波災害・風水害・火山災害・火災・危険物事故・原子力災害・航空事故
  - ・海上事故・鉄道事故・道路事故
- 重大事件**
  - ・ハイジャック・大量殺傷型テロ・重要施設テロ
- 武力攻撃事態**
  - ・着上陸侵攻・ミサイル攻撃
  - ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃・航空攻撃

# 消防庁組織図





# 問 理系行政官はどのように「国民の命」を守るのか。

消防庁では、国民の一人ひとりが消防防災を強く意識し、災害に決して揺るぐことのない社会の構築に貢献するため、常に人命優先の立場から、火災、地震、風水害など各種災害による死傷者の発生を最小限にとどめるための努力を続けています。このパンフレットでは、消防庁の理系行政官がどのように「国民の命」を守っているのかを紹介していきます。

# 答 消防防災の専門家として、様々な専門家の力を「チームの力」に変える。

消防防災に関する制度づくりには、「国民の命」を守る現場の意見が不可欠です。また、国全体を動かすダイナミックな制度づくりには、他省庁との連携や法律や地方自治に関する深い知見も必要となります。そのため、消防庁では様々な経歴を持つ職員が、それぞれの機関から派遣され、専門知識を活かして一緒に働いています。例えば、消防の現場で活躍する消防吏員や地域の防災を担当する市町村・都道府県の職員、地方自治や行政評価を専門とする総務省の職員、医師免許を持った厚生労働省の職員、看護師などがいます。さらに、国

の機関である消防研究センターには、研究官として採用された職員も多くいます。消防庁の理系行政官は、現場の意見を正確に理解した上で施策に反映させるため、入庁して数年で地方の消防本部へ出向し、消防防災行政の基礎的な知識を身につけています。また、国の行政官として、政策実施のための知識を日々の業務から修得しています。消防庁の理系行政官は消防防災の専門家として現場の知見と国の行政官としての知見の両方を使って、様々な経歴を持つ職員を「チームの力」に変える橋渡しの役割を担っています。

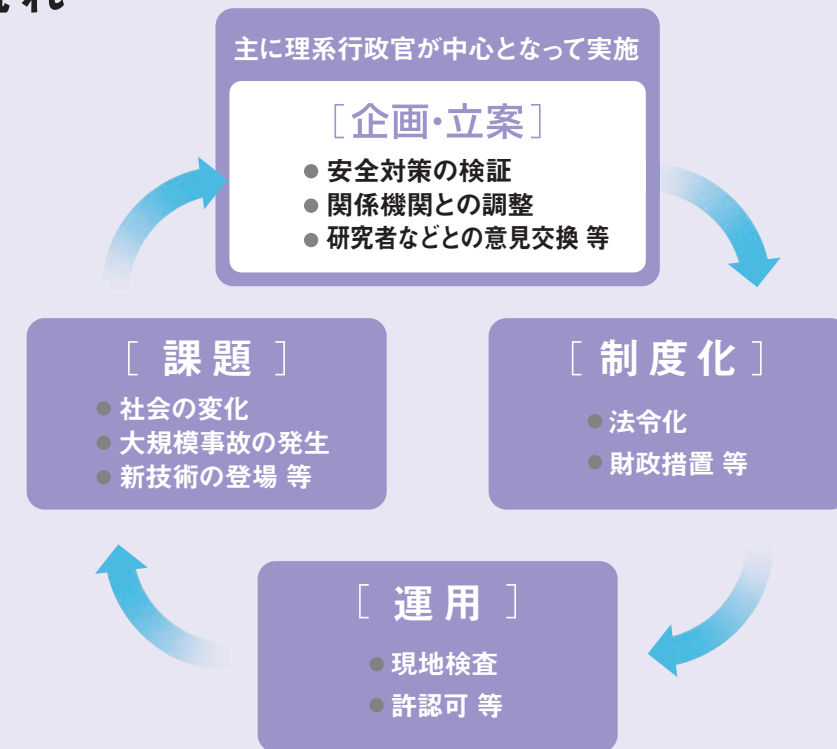


# 答 理系の知見を有する行政官として、「合理的な安全対策」を提示する。

高齢化社会の到来や新エネルギーの出現、ICTの活用など、社会の大きな流れの中で、それに対応した合理的な安全対策が求められています。合理的な安全対策の検討は、消防庁の理系行政官が中心となって、科学的な根拠をもとに、安全的にも経済的にも合理的な結果を導きます。安全対策の検証は、消防研究センターの研究官や関係メーカーなどと協力して進めるので、研究者や技術者と議論するための理系

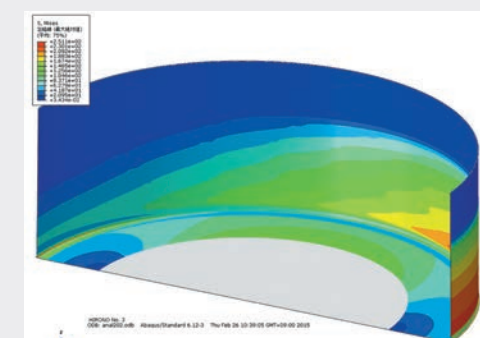
の素養と、合理的な安全対策を関係者に説明する行政官としての技量が求められます。安全対策の検証結果は、有識者や消防本部を含む検討会で議論し、法律などの制度となって世の中に広まります。消防庁の理系行政官の醍醐味は、自分が構築した制度が社会インフラの一部になっているのを確認できることであり、その面白さを実感しながら仕事をしています。

## 業務の流れ



CAS No.	名称(国)	化学構造式(国)	用途(国)	性状等(国)
100-44-7	化学薬品 2-102	<chem>C1=CC=C(C=C1)C</chem>	燃料・合成樹脂・香料の合成原料、医薬品及び農薬の中間体、紙力増強剤、ポリマー重合物生体防止剤等として使用。	性状：無色透明の無色の液体 融点：179℃ 沸点：180℃ 引火点：67℃ (n.e.)
124-63-0	化学薬品 2-103	<chem>CC(=O)OC</chem>	燃料・合成樹脂、香料の合成原料、医薬品及び農薬の中間体、紙力増強剤、ポリマー重合物生体防止剤等として使用。	性状：無色～淡黄色の結晶性固体 融点：182℃ 沸点：192℃ 引火点：110℃ (n.e.)
79-14-1	化学薬品 2-104	<chem>OC(O)C</chem>	皮膚・毛のケア製品(化粧品)、洗剤、塗料の原料、燃料増強剤などとして使用。	性状：無色の結晶性固体 融点：100℃で分解 沸点：100℃ 引火点：-

「消防活動阻害物質」候補物質調査結果



石油タンクのFEM解析



埼玉県三芳町倉庫火災を想定した実験



# 平常時 | 平常時における 消防防災業務



消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務  
その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務としています。  
社会経済情勢などの変化とそれに伴う地域社会の変化の中で、「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、  
全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備や車両・資機材の配備を行っています。

## 主な業務

### 南海トラフ地震・首都直下地震などの 大規模災害に備える

- 全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」
- 石油コンビナート災害に対応する  
ドラゴンハイパー・コマンドユニット
- 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣
- 国際緊急援助隊・国際協力

### 救える命を救う

- 消防体制・活動環境の整備
- 消防の広域化
- 救急救命体制の充実強化
- 救急現場の外国語対応

### 多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

- 多様化する火災の予防 ■住宅防火対策の推進
- 火災原因・流出事故原因調査、製品火災対策の推進
- 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における  
避難誘導等の多言語対応等

- 石油コンビナート等の防災体制の強化
- 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト
- 危険物の安全確保
- 原子力災害への備え

### 消防団を中核に地域の防災力を高める

- 消防団への加入促進に関する取組
- 地域防災を支える自主防災組織等の育成

### テロや武力攻撃から国民を守る

- 国民保護共同訓練の実施
- NBC対応資機材の整備  
※核物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical)
- 全国瞬時警報システム「Jアラート」の整備・運用

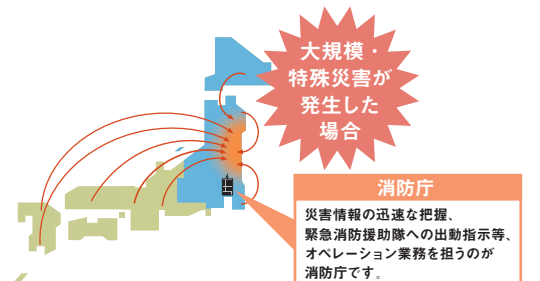
### 人材育成と新たな技術に挑戦する

- 消防職員・団員の教育訓練
- 消防防災における科学技術の研究・開発

# 災害時 | 災害時における 応急対応業務



消防庁は、国民の生命、身体及び財産を災害から守るという責務を担っています。  
その業務は、火災の予防、警防はもとより、救急、救助から地震、  
風水害等の自然災害及び事故、テロ災害等への対応まで広範囲にわたっています。  
その役割は、効果的・効率的に果たされなければなりません。



## 主な業務

### 消防庁対策本部で被害の抑制にあたる

- 緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーション
- 消防防災・危機管理センターに整備されている消防防災無線、  
地域衛星通信ネットワーク、ヘリコプター、テレビ伝送システムなどを  
用いて被災都道府県・市町村や消防本部から被災情報を収集
- 総理大臣官邸や内閣府との調整
- 被災地に派遣された職員からの被災情報の収集

### 総理大臣官邸や緊急災害対策本部に駆けつけ、 政府の対応方針を調整する

- 総理大臣官邸や政府対策本部に連絡要員として職員を派遣
- 消防庁で収集した被災地の情報を全庁で共有
- 総理大臣官邸や緊急災害対策本部で収集した各省庁の情報を  
消防庁へ伝達
- 政府としての対応方針を調整

### 被災地に駆けつけ、現地の対応方針を調整する

- 災害の規模、現地の状況などに応じて、都道府県や市町村の  
災害対策本部、消防応援活動調整本部などに職員を派遣
- 被災地の現地対策本部などで、被害情報の収集や災害対策活動の  
支援、緊急消防援助隊の活動を調整
- 政府現地対策本部や政府調査団の一員として職員を派遣

東日本大震災以降に緊急消防援助隊が出動した災害

災害名	死者・行方不明者数	活動期間
東日本大震災	22,062名	H23.3.11~6.6
平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	39名	H25.10.16~10.31
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	77名	H26.8.20~9.5
御嶽山噴火災害	63名	H26.9.27~10.17
平成27年9月関東・東北豪雨	8名	H27.9.10~9.17
平成28年熊本地震	255名	H28.4.14~4.27
平成28年台風第10号による災害	27名	H28.8.31~H28.9.9
平成29年7月九州北部豪雨	42名	H29.7.5~7.25

(平成30年3月20日現在)



消防庁予防課長

鈴木 康幸

すずき やすゆき

昭和63年入庁

## Profile

昭和63年 4月 入庁 消防庁予防課  
 平成 9年 4月 消防庁震災対策指導室震災対策専門官兼課長補佐  
 平成11年 4月 消防庁防災情報室課長補佐兼防災課課長補佐  
 平成13年 4月 京都市消防局予防部担当課長  
 平成14年 4月 京都市消防局予防部担当部長  
 平成14年10月 消防庁予防課設備専門官併任予防課課長補佐  
 平成18年 1月 消防庁予防課設備専門官併任予防課理事官  
 平成19年 4月 危険物保安技術協会業務企画部長  
 7月 消防庁予防課特殊災害室長  
 平成22年 4月 消防庁予防課危険物保安室長  
 平成27年 4月 消防庁予防課長

日本の安心・安全を守る  
必要不可欠な仕事。

国家公務員志望の皆さんは、日本を良くするために自分の力を発揮したいと考えていると思います。30年前に私が消防庁に入庁したときも、若いときから与えられた仕事を処理するのではなく、主体性を持って仕事に取り組むことができること、日本の安心・安全を構築する上で必要不可欠な仕事だと自覚できる業務内容であることに魅力を感じたことを思い出します。消防庁技官は、危機管理対応の先頭に立つことが多い一方で、多種多様な危機対応に当たっている消防職団員の皆さんが、円滑に業務を行うことができるように制度の企画立案も行っています。したがって配属ポストに応じて、建築、土木、化学、機械、電気、情報通信、原子力、理学、医学等の幅広い基礎知識が必要になります。また、対応を誤れば国民の命や財産を失う事態も招きかねない極めて重要な課題に取り組んでいます。今回は私が経験した業務を通じて消防庁の魅力の一端でも紹介できれば嬉しく思います。

印象に残った業務  
災害経験のない職員にも問題意識を

23年前に発生した阪神・淡路大震災では、大都市を襲った激甚災害の凄まじさを思い知らされました。市役所職員は膨大な応急対応で忙殺され、各方面から自助共助の大切さが指摘されました。もちろん震災後に職員が処理できる業務量には限りがありますが、事前の準備をしておくことは可能です。

震災対策専門官だった私は、この教訓を踏まえ消防大学校に市町村職員を集め、予め定めたテーマについて地域防災計画の具体的な内容を発表させました。橋が落ちた、大渋滞が発生した、火災が発生した、多数の負傷者が出た等の具体的な二次災害の例を挙げてもらい、それぞれについて各市町村で議論することにより、災害前に備えておくべき対策が広範囲にわたることを再認識してもらうなどの取り組みを行いました。

## 目の前の被災地へリ映像はどこの映像か

災害が発生すると、消防防災ヘリコプターは上空から被災地の映像を撮影し、各防災機関に配信して情報共有を図ります。20年前は映像の撮影場所がわからず、迅速な応急対応に苦慮することもありました。防災情報室課長補佐だった私は、まずヘリ搭乗員に撮影場所を口頭で説明するよう依頼し、次にヘリの位置、高さ、撮影角度等の情報の共通フォーマット化を推進。撮影場所を地図情報に示せるようにした結果、ヘリ映像に撮影場所の地図も表示できるようになりました。複数の機器メーカーに新たな対応を求めることになりましたが、共通フォーマット化の必要性を訴えることにより、大きな混乱もなく導入することができました。

## グループホーム火災で多数の死者発生

12年前に長崎県の認知症高齢者グループホーム火災で7名の方が亡くなりました。火災警報機が鳴っても入居者が短時間で避難できない施設では、スプリンクラー設備を設置するしかありません。一方、高額なスプリンクラー設備により施設運営に重大な支障を来す事態も避けなければなりません。

設備専門官だった私は消火設備関係者の協力を得て、水道施設に連結する新たなスプリンクラー設備を試作し、火災モデルや実物を用いた消火実験を繰り返し行いました。また、比較的安価で高い火災抑制

効果が期待できる設備の設置が可能になったことから、厚生労働省や社会福祉施設関係者と丁寧な協議を重ね、小規模な社会福祉施設にもスプリンクラー設備の設置を義務化することの了解を得ました。

## 消防用機器等以外のITツールを活用

火災が発生した時に火災報知機のベルが鳴らなかつたり、スプリンクラーから水が出ないような事態は許されず、消防用機器等には非常に高い信頼性が求められます。一方、最近はデジタルサイネージ、スマートフォン、自動翻訳機等が一般化してきて、外国人来訪者や障害者等の来場者に対して、きめ細かな情報提供を行うことができるようになってきました。

現在、多くの方々の尽力により消防用機器等で得られた火災情報や地震情報を、これらのITツールを用いて在館者に伝達するためのガイドラインを取りまとめており、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けて、誰もが安心して施設を使うことができる環境整備に努めていく予定です。

## 安全な社会を作る意欲のある方へ

消防庁技官が制度の見直しを行う際は、常に「なぜ、その対策が必要なのか」、「その対策は合理的な負担で期待される効果が十分に得られるか」という点を重視して、多くの方々に納得していただけるように熟度を高めながら仕事に取り組んでいます。消防庁の仕事は、日々、新たな課題に直面し、勉強や議論をしながら解決方法を模索していく苦勞の多い面もありますが、自分の努力が安全に安心して暮らせる社会の構築という形で具体化されるたびに、「頑張って良かったな」と実感できる非常にやり甲斐のある仕事です。正義感が強く、人の話をよく聞いて納得するまで議論した上で仕事をしたいという方の訪問をお待ちしています。



## 後輩職員の声

消防庁予防課設備専門官 塩谷 壮史 しおたに そうし 平成17年入庁

消防設備は、用途や建物の規模などに応じた火災危険性ごとに設置基準が定められています。この基準は、理系行政官が中心となって実験の結果や統計データの分析等の技術的な検証を行い法制化しています。

鈴木課長は豊富な経験を後輩に引き継ぐため、技術的なアドバイスはもちろん、法改正により費用を負担する建物の関係者に対して、納得できる検証データをそろえることや、丁寧に説明することの大切さを自らの背中から教えて下さっており、非常に見習うべきところが多いです。



消防庁危険物保安室課長補佐

岡澤 尚美

おかざわ なおみ

平成18年入庁

## Profile

平成18年 入庁 消防庁予防課  
 平成20年 東京消防庁消防学校、新宿消防署  
 平成21年 気象庁総務部企画課危機管理調整係長  
 平成23年 消防庁予防課設備係長  
 平成24年 消防庁防災課主査  
 米国ウースター工科大学へ留学  
 平成26年 消防庁防災課課長補佐  
 平成27年 仙台市危機管理室防災計画課長  
 平成29年 現職

すべてのキャリアが  
自分を形づくる財産。

意外に思われるかもしれませんが、消防庁に入庁するということは、ずっと消防庁の中だけで働き続けるということではありません。他省庁への出向や、地方の消防本部・市役所・県庁への赴任、海外留学など、様々な環境に身を置く機会がキャリアパスの随所に織り込まれています。様々な立場で、様々な人とともに、世の中の安心・安全を目指す取り組みに参加しながら自分自身の知見や経験を重ねていけるところが大きな魅力だと思います。今年で入庁して12年。そのうちの7年間を消防庁の外で過ごしてみて感じるのは、根底に安心・安全という目的さえあれば、何事にもやり甲斐を持って前向きに取り組めるということです。これまで、思いがけず積んできたひとつひとつのキャリアが、今の自分を形づくり、財産となって、これからの仕事にも活かされていこうと考えています。消防庁に興味を持ってくださった皆さんに、消防庁の外で経験してきたことの一部をお伝えできればと思います。

## わかりやすい情報を（気象庁にて）

省庁間人事交流の一環で気象庁に出向した際には、防災関係機関からの照会や協力依頼に応じて必要な情報を提供する業務に携わっていました。気象庁では、災害のもととなる自然現象を24時間体制で監視しながら、気象・海象や地震・火山に関する情報を発表していますが、これらの情報は、航空機事故の原因究明や原子力災害、海へ大量の油が流出するような船舶事故の被害予測などにも利用されます。特に忘れられないのが、東日本大震災の後、情報を求める人々からの問い合わせが殺到する中で、政府全体の情報を集約したポータルサイトを作成することや、危険を顧みずに被災地で活動を続ける消防隊員の不安を少しでも取り除けるよう、わかりやすい情報を発信することを提案し、実現できたことです。

## 命を守る建物を（仙台市役所にて）

消防庁を志望したのは、学生時代に、阪神淡路大震災や新宿歌舞伎町ビル火災などで、本来人を守るべき建物が逆に多くの人の命を奪っている現実を目の当たりにして、防火や防災に関わる仕事に興味を持ったことがきっかけでした。仙台市役所に赴任した際には、東日本大震災で被災した沿岸部に11基の津波避難タワーを建設することになり、図らずも、人の命を守ることを大目的とした建物づくりに関わることができました。また、関東・東北豪雨で市内を流れる川が氾濫し、避難指示を発令する事態となった後には、洪水や土砂災害に備えて、避難所の開設・運営手順やハザードマップの整備に取り組みました。市役所内の関係部局と協力しながら、地域住民の声に耳を傾け、対策を進めることの難しさと喜びを感じた2年間でした。

## 海外の知見を（米国留学にて）

「こうあるべき」ということにとらわれていた自分自身に気付かされたのが、米国のウースター工科大学への留学経験でした。米国の建築防火や消防設備に関する規定をはじめ、火災現象そのものや、火災時の人間行動、世界各地で進められている火災関連の研究などについて学びながら、火災安全性の向上について、様々なバックグラウンドの同級生と意見を交わす機会を持ったことで視野が広がりました。指導教官が来日した際には、当時勤務していた仙台市にお招きし、東日本大震災の被災現場や津波避難タワーを案内して回りました。また、消

防庁の火災予防担当者とも意見交換を行う場を設けました。私が米国に留学したことで、消防庁と他国の火災研究者とのつながりができたことは、両国の火災予防対策の向上につながる良い経験だったと思います。

## すべては安心・安全の実現のために

私がご紹介したのは、消防庁職員が活躍する幅広いフィールドの中の、ほんの一部にすぎません。それぞれの職員が、消防庁の内と外の双方から関わりながら、それぞれに積み上げてきた多様な経験を活かして、安心・安全の実現のために力を注いでいます。消防庁への興味を深めていただけたのなら、次はぜひ説明会に参加したり、消防庁を訪問して、たくさんの職員に直接会って話を聞いてみてください。皆さんとお会いするのを楽しみにしています。



後輩職員の声 消防庁危険物保安室課長補佐 竹本 吉利 たけもとよしとし 平成19年入庁

危険物保安室は、石油タンクやガソリンスタンドなど、ガソリンや灯油等の火災危険性の高い物質を貯蔵・取り扱う危険物施設の安全確保を担っており、科学技術の進展や社会情勢の変化等を捉えて、消防法令の見直しを行っています。岡澤課長補佐は、気象庁や仙台市での勤務、海外留学での経験に基づく、幅広い視野で、地震等の災害時も想定した石油タンクやパイプライン等の安全確保に尽力されています。一方で、プライベートでは空手を趣味にされるなど、忙しい中でも、仕事とプライベートを両立されており、仕事のみならず、社会人のあり方としても多くを学ばせていただいています。





## 消防防災のグランドデザインを考える

総務課は消防庁全体の取りまとめ役として、消防防災に関する企画立案や消防庁内の意見調整、他省庁との連絡調整などを行っています。

私は、特に消防防災に関する科学的な案件や、消防庁の組織体制に関することを中心に担当しています。

### 消防防災のイノベーションを狙う

消防防災と科学技術の関係は深く、問題の解決には研究開発が必要となるケースが多々あります。

私は現在、5年に一度策定する消防防災全体（消防庁、地方消防本部、地方危機管理部局、大学、民間企業）の研究開発に関するマスタープランを作成しています。今回の策定では、消防防災を取り巻く「変化」への対応（自然災害リスクの増大、社会の脆弱化への対応）と社会実装の推進に向けた体制の構築を柱としています。これまで、せっかく研究開発を行っても、求めるレベルに達しなかったり、費用面で社会実装が実現しなかったことも多くあったことから、マスタープラン策定後は、研究者と、使用者（多くは地方消防本部、地方危機管理部局）、製造・販売者のマッチングを促す仕組みを構築する予定です。このような取り組みを通じて、研究開発の好循環を産み出し、より安全な社会の実現はもとより日本全体の発展につなげていきたいと考えています。

### 災害に動じない消防庁を作る

消防庁では年間を通じて、様々な地震の被害予測を元に全職員体制で災害対応の訓練を行っています。その中でも、首都直下地震だけは、消防庁自体が被災することを想定した上で、継続した災害対応が実施できる体制を検討しなければなりません。

私は現在、消防庁業務継続計画を踏まえた体制整備を進めています。具体的には、万万が一、消防庁危機管理センターが使用できなくなった場合の移転に関する訓練・資器材整備です。消防庁は発災直後から災害対応業務を開始する必要があるため、移転先の施設における十分な通信体制の確保はもちろん、移転に係る様々な場面での迅速・的確な判断の実施が重要になってきます。そのため、首都直下地震の訓練に移転に関する判断を必要とする場面を作り、職員全員で訓練をしています。

このような取り組みを通じて、消防庁の災害対応体制を2重3重と強固なものとするとともに、日本全体の災害対応体制の継続性の向上を図りたいと思っています。

### 女性職員も生き生き働ける職場です！

私の職場の同じ係には、仕事と子育てを両立している女性の上司と地方の消防機関から派遣されてきている消防吏員の女性職員、まだ若手なのにバリバリと仕事をこなしている女性職員がいます。それぞれの道で活躍している姿を見ると、とても頼もしく感じます。私も平日は仕事に集中、休日は家族とのんびり過ごすといったメリハリのある日々を過ごしながら、キャリアアップしていきたいと思っています。

## 救急は命を守るセーフティネット

皆さんが、急な病気や怪我をしたとしたら？ 119番通報を受けて、現場に向かい病院まで搬送するのが救急隊です。

救急業務の目的は、助けられる命を助けることです。

この想いを胸に、私は救急業務の企画、立案を担当しています。

### 救急における理系的要素

救急と理系に共通するのは、医学的な側面だと思います。しかし、それだけではなく、いろいろなところに理系的要素があります。例えば、救急業務の高度化や質の向上における客観的なデータに基づく統計的なエビデンス作りがその例です。医療の知識や技術は日進月歩、日々変化しています。救急の現場でも、救命率向上を目的としたエビデンスに基づく活動基準の改訂などが行われています。また、ICT化や救急出動報告システムなど工学的な側面もあります。

### 救急活動の質の維持・向上

平成3年に救急救命士法が施行されてから、救急隊員3名のうち、1名は救急救命士が乗車する体制を進めており、その目標は概ね達成されています。救急救命士が行える処置内容も、厚労省と連携しながら、気管挿管や薬剤投与などが行えるよう拡大してきています。また、活動内容も国際的な基準が5年毎に改訂（日本が大きな役割を果たしている）されるのにあわせて活動の質を維持・向上させていく必要があります。

### 救急需要の増大への対応

高齢化を背景として、救急出動件数、搬送人員ともに、年々増加しています。それに伴い、救急車の現場到着時間や病院収容時間が延伸傾向

向にあり、救命に影響を与えることが懸念されています。このため消防庁では救急車の適正利用を消防本部とともに呼びかけています。救急車を呼ぶ要因は、「自分の症状が緊急かどうか分からない」、「今診てもらえる病院が分からない」など様々ですが、単に適正利用をと呼びかけるということではなく、自分で緊急度を判定できるアプリ「Q助（きゅーすけ）」や電話で専門家が相談に応じる「#7119」の普及などを進めています。

### 応急手当の推進

不幸にも心肺停止となった場合、救急車の到着までには時間がかかることから、そばに居合わせた方による応急手当が重要です。このため、各消防本部とともに、応急手当の推進を行っています。皆さんは応急手当の方法を知っていますか？ 実は、国際的なエビデンスに基づいて日本の応急手当の指針を改訂しており、例えば、胸骨圧迫と人工呼吸の割合も、15:2から30:2に変わってきています。



女性救急隊員懇談会





## 予防課

危険物保安室消防技官

羽田野 龍一

はたの りゅういち

平成28年入庁



## 防災課

広域応援室課長補佐

明田 大吾

あけた だいご

平成17年入庁

# 消防における“危険物”とは？

私が現在所属する危険物保安室では、消防法上の危険物を保管したり、取り扱う際の基準を作っており、危険物の製造などを行う工場や自動車にガソリンを給油するガソリンスタンドなどの安全を守る仕事をしています。

## 災害時に役立つ非常用電源設備の基準整備

皆さんは“危険物”と聞いて、何を思い浮かべますか？ ガスや毒物、放射線物質などをイメージする人もいますが、消防法では、ガソリンや黄リンなど、火災の危険性がある液体・固体を“危険物”といいます。危険物は工場やガソリンスタンド以外にも身近なところで使われています。例えば、商業ビルや病院などでは、地震等で停電した時に備え、非常用の電源設備が設置されています。この非常用電源設備は、重油などの危険物を燃料としているものが多く、消防法による規制を受けているものが多数あります。

また、非常用電源設備は、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模自然災害が発生した場合の防災・減災対策として注目されており、今後、非常用電源設備の新たな設置や燃料（危険物）の増加などが見込まれています。そのため、消防庁では、非常用電源設備の実態について調査を実施し、安全かつ合理的な基準の作成を検討しました。安全を大前提としつつ、世の中のニーズに対応し、技術指針を整備することも消防庁の大切な業務の一つです。

## 危険物から水素を生成する新たな水素スタンドの実現

近年、日本では、水素（消防法上の危険物ではない）を燃料とする燃料電池自動車の普及が進められており、これに併せて燃料電池自動

車に水素を充填する水素スタンドについても新たな方式が考えられています。その中の一つとして現在検討されているのが、消防法上の危険物であるメチルシクロヘキサン（C<sub>6</sub>H<sub>11</sub>CH<sub>3</sub>）に脱水素反応を起こさせ、水素を生成する方式です。この水素スタンドは、これまで想定していなかった方法であることから、実現のためには新たな技術基準の整備が必要です。

現在、消防庁では、危険物や水素の専門家、業界団体、消防機関などと意見交換をしながら、必要な安全対策の検討を行っています。最新の技術に触れつつ、それを安全に社会へ実現させるためにはどうするべきか。それを徹底的に追求することが私たちの使命であり、大きなやり甲斐でもあります。

## 私が経験した災害対応

平常時は危険物の安全に関する業務を行う一方で、国内で大地震などの大きな災害が発生した場合には、消防庁職員全員で災害対応業務を行います。私が初めて災害対応業務を経験したのは、入庁してまもなく発生した熊本地震でした。当時、私は被災地の被害情報などを集約する班に所属しており、被害の大きかった南阿蘇村の村役場などに被害情報を聴取していました。その中で、私自身が聴取した情報が、日本政府として全国に公表された情報となったものもあり、自らの業務の影響力の大きさを感じたと同時に、日本国民の命を守る仕事に携わっていることを実感しました。

# オールジャパンで命を救う

私は、平時は、全国からの応援部隊である緊急消防援助隊の制度の企画立案や計画の作成、車両整備を行っています。また災害時には、消防防災危機管理センターにおいて、緊急消防援助隊を被災地に派遣するオペレーションをサブリーダーとして遂行しています。

## 異常気象、地震活動期？

最近、「数十年に一度の大雨」、「記録的な集中豪雨」という言葉を毎年のように耳にしますが、2018年2月には今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が70%から最大80%に上げられるなど、防災に携わる一人として心穏やかでないニュースが聞こえてきます。過去の災害を顧みると関東大震災は火災被害、阪神淡路大震災は家屋倒壊、東日本大震災は津波被害と、災害が起こるたびに対策を見直してきたはずなのに、ことごとく裏切られている気がします。2016年の熊本地震においても、一回目の地震が前震だと考えた人はほぼいなかったはず。私たちは次なる大災害に、どのように立ち向かうべきなのでしょう。

## その時の判断

2017年7月の九州北部豪雨においても、観測史上最大級の集中豪雨により河川氾濫や土砂災害が発生し、延べ3,000隊、11,000人を超える緊急消防援助隊を被災地に派遣し、人命救助、救出活動を実施しました。緊急消防援助隊の派遣では、限られた応援部隊のリソースの中から、消防車、救急車、救助工作車、ヘリコプター、消防艇など部隊の有する機能を、被災地のニーズに応じて適切に配置できるかが特に重要になりますが、災害初期は被害の全貌が掴めないため、難しい

派遣決定の判断を迫られることになります。緊急消防援助隊を派遣するオペレーションは、正直、体力的にも精神的にも厳しいですが、自分が関わった活動で、実際に人命が救助されたり、感謝の言葉を頂いたりしたときには、感慨深い思いがしました。

## 一人でも多くの命を救うために

災害対応は、法律や制度の知識もさることながら、技術、ICTなど、多角的なアプローチから解を見出す必要があります。私の職場でも、いつの日か起こりうる災害に備え、緊急消防援助隊の訓練実施、制度の改善、車両資機材の整備に取り組んでいます。すべては「一人でも多くの命を救うために」という想いを胸にして、全国から集まった消防のプロの方々とともに、日々務めています。



南海トラフ地震を想定した災害対応訓練



同僚と出場した駅伝（スポーツは、リフレッシュとチームビルディングに最適です）





## Jアラートの運用を支える

消防庁では、日本に対する武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に備え、国民の保護に関する措置の実施に必要な体制や、住民が緊急情報を迅速・確実に受け取ることができる体制整備などを行っています。私は今年度に採用され、全国瞬時警報システム「Jアラート」の整備・運用を担当しています。

### 全国でJアラートの情報を伝達する訓練の実施

テロ等の事案が発生した際に、国民へ迅速かつ確実に情報を伝達できるよう、地方公共団体職員の方々と連携しながら、Jアラートの安定的な運用・整備に日々取り組んでいます。その一環として、消防庁では、Jアラートを用いて防災行政無線等から情報を伝達する訓練を定期的に行っています。訓練から得られた結果を教訓に、Jアラートからの情報をより広く国民へ伝達できる状態を構築することは国民にとって非常に有意義なことだと考えています。

### 実際の行動を伴う国民保護に関する訓練への参加

テロ等の事案が発生した場合、消防庁では様々な情報を収集・提供することが重要となります。そのため、消防庁と地方公共団体が共同で国民保護に関する訓練を実施することで、緊急事態への対処能力の向上や、関係機関との連携強化を図っています。

この訓練に参加することで、消防庁として提供した情報が地方公共団体でどのように処理され、国民の行動に反映されるかを実際に理解することができます。また、実際の行動を伴う訓練では、現場の活動を体感することができ、国民の安心・安全の重要性を再確認することができます。

### 若手職員の1日

8:30	登庁
9:30 ▼ 12:00	メール、Jアラートの確認
13:00 ▼ 14:00	訓練に参加 国民保護に関する訓練に参加し、安心・安全の重要性を再確認
14:00 ▼ 15:00	事務処理及び都道府県からの問い合わせ対応
15:00 ▼ 16:00	Jアラートに関する打ち合わせ Jアラートの緊急情報が迅速・確実に伝達できるよう、保守業者と打合せ
16:00 ▼ 17:15	一日のまとめ及び明日の業務準備
19:00 ▼ 22:00	職場の上司と飲み会 上司は優しく、面白い人が多いので、信頼関係を深める
22:00 ▼ 24:00	趣味、研究など業務と違うことをして気分転換

## 消防防災を科学技術で革新する

消防研究センターは消防防災科学技術を担う唯一の国の研究機関であり、現場の消防職団員の活動を科学技術の面から支えて、社会の安心と安全の要請に応えることを、基本的な使命としています。私は消防研究センターが行う研究開発全体のマネジメントを担当しています。

### AIやICT、ロボット等を活用した研究開発

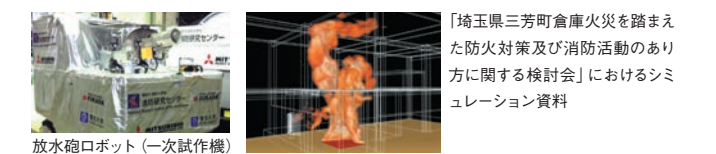
当センターではAIやICT、ロボット等を活用した消防活動支援に力を入れており、目下最大のプロジェクトはコンビナート災害対策用の消防ロボットの研究開発です。消防隊員が近づくことのできない過酷な環境でも、複数のロボットが協調連携し、自律的に消火活動を行うことのできるシステムの完成を目指しています。本プロジェクトは、平成24年の姫路市化学工場爆発火災で消防隊員に大きな被害を生じたことが契機となっています。私は当時、コンビナート災害担当の特殊災害室長として、大臣の指示の下、消防ロボットの検討に携っていました。今後とも、現場での実装化に向け、取り組みを進めていきたいと思っています。

### 重大火災への科学的なアプローチ

重大火災への対応として、当センターでは各種計測機器による分析や実験、シミュレーションによる検証等を行っています。最近の主な事例としては、平成28年の糸魚川市大規模火災、平成29年の埼玉県三芳町倉庫火災があり、現地調査を行うとともに、各研究官の専門的知見（燃焼、建築、計算科学等）を結集して、原因究明に向けた技術的な対策の提案を行っています。個人的には、糸魚川市大規模火災に係る本庁検討会にて資料説明や報告書原案作成に従事する中、同市の消防長さんといろいろやりとりさせていただく機会がありました。大変な状況下にもかかわらず、実直に対応されていた姿が印象に残っています。

### 技術革新実現のための国際的なネットワーク

災害現場には技術革新のニーズがあり、世の中には関連技術のシーズが存在します。しかしながら、市場規模が小さく、ニーズとシーズのマッチング～製品化の流れが十分確立されていないことなどから、実装化に至る例は少ない現状にあります。諸外国においても同様の課題を抱えています。このような状況を打破すべく、米国の国土安全保障省の呼びかけにより、International Forum to Advance First Responder Innovation (IFAFRI) が設立され、趣旨に賛同する各国関係者が参画して、技術革新を促進するための情報発信を行っています。2017年の全体会議は東京で開催され、IFAFRIメンバーが当センターの視察に訪れています。また、同メンバーを通じて国際的な共同研究の話も入るようになってきており、今後も顔の見える関係を続けていくことができると考えています。



放水砲ロボット（一次試作機）

「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」におけるシミュレーション資料



IFAFRIメンバー来所時の様子



## Project Story



## 災害発生時 緊急対応業務

# 現場経験と 災害や事故 行政官としての知見をもとに の危険から国民の命を守る

消防庁の行政官は、平常時における消防防災業務、そして災害時などにおける緊急対応業務という2つの重要な任務を担っています。ここでは、理系行政官が平常時および有事に、それぞれどのような業務を遂行しているのか、平成28年に発生した熊本地震と平成29年に発生したメキシコ中部地震の事例を交えて紹介します。

消防庁防災情報室課長補佐

## 鈴木 健志

すずき たけし

### Profile

平成18年 入庁 消防庁危険物保安室  
平成19年 神戸市消防局消防学校、  
神戸市消防局北消防署  
平成20年 神戸市消防局警防課  
平成21年 消防庁総務課企画係長  
平成23年 気象庁総務部企画課危機管理調整係長  
平成25年 消防庁予防課設備係長  
平成26年 神戸市消防局予防部建築課長  
平成27年 消防庁危険物保安室課長補佐  
平成29年 現職

### 熊本地震

#### 対策本部で、被災した地域で、被害軽減のために全力を尽くす

地震の発生日は、消防庁の危機管理センターに参集し、熊本県庁や市役所、県内の消防機関から被害状況などを聞く情報集約を行いました。本震が発生した際には、総理官邸の危機管理センターで、政府対策本部のサポートメンバーとして消防庁と政府間の調整役を担いました。その後、南阿蘇村に派遣され、地元の消防部隊や応援で駆けつけた消防部隊、警察、自衛隊等の活動調整を行ったほか、安倍晋三総理大臣が激励視察する際の受け入れ調整も担当しました。地震発生から約半年後、地元の消防機関の方々から感謝の言葉をいただいたときに、被災地の方々力になれたという喜びと達成感を覚えました。



安倍晋三総理大臣激励視察

### メキシコ中部地震

#### 国際緊急援助隊の一員として、より広いフィールドで、災害対応に取り組む

東京消防庁・警視庁・海上保安庁等の救助の精鋭達を中心として構成される国際緊急援助隊の副団長（計画・情報分析担当）として、メキシコに派遣されました。救助サイトの状況の事前調査、メキシコ政府と各国救助チームの調整会議への出席、救助サイトにおけるメキシコ政府や他国救助チームとの活動調整等を行いました。日本との大きな時差、雨季のスコール、標高2,000m超の高地といった過酷な環境条件でしたが、在メキシコ日本大使館や日墨会館等の現地関係機関の皆様の献身的な支えにより、救助活動を精一杯やり遂げることができました。入庁時に思い描いていたスケールの大きな仕事に携わることができ、幸福感でいっぱいです。



メキシコ合衆国外務大臣激励

### 平常時 消防対応業務

#### 災害時の情報伝達体制の 充実・強化を図る

地震や豪雨災害等が発生した際、市町村から住民の方々に避難指示等の防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、コミュニティFM放送等の多様な情報伝達

手段が整備・運用されています。このような災害時の情報伝達体制の充実・強化を図ることが現在の私の仕事です。最近、屋外スピーカーからの音声が聞き取りにくい豪雪時などに有効な屋内に設置する戸別受信機の普及促進や、高齢者・障害者・外国人等の情報を受け取りにくい方々を対象とした情報伝達手段の高度化事業（全国7自治体で実施）に力を入れて取り組んでいます。数多くの自治体で実際に足を運び、その地域の方々や関係事業者の方々と知恵を出し合っており、技術的な議論をすることにやり甲斐を感じる日々です。



宇和島市での実証検証





# 活躍の場は全国へ

地方に出向する際は、消防庁が構築した制度を実施に移すという仕事を体験します。  
 ときには、自分が作った制度を現場で実施するといった貴重な経験をすることもあります。  
 このような機会を通じて、現場サイドの問題点を正しく理解し、  
 消防庁に戻った際はより実効性のある制度の企画・立案を行います。

## 救急隊の活動を全方位から支える

神戸市消防局  
 救急担当部長  
**中越 康友** なかごし やすとも



私はいま、消防庁から神戸市消防局に出向し、救急担当部長をしています。神戸市では平成29年10月に、短縮ダイヤル「#7119」による救急電話相談の救急安心センターを開設しました。緊急かどうか判断に迷う市民の不安に応え、適切な受診行動を案内し、緊急の場合には直ちに救急出動につなげるしくみ。救命につながる奏功事例も積み重ねられています。つぶさに実態を見つづ、運用の改善・調整に初期から関わるといった刺激的な機会となっています。

また、増加する救急需要の中で、緊急性の低い救急要請（多くは

結果論で評価は難しい）を減らすため、#7119に加え、様々な方策を有識者会議で検討しています。実態調査や救急統計の分析を踏まえ、保健福祉部局と連携し、医師、弁護士、社会学者、論説委員、市民団体代表といった様々な方からいただく、地域で抱える難題に対しての知恵を結集しています。神戸市では約330名の救急隊員が交替制で日々忙しく救急活動しており、高度な救急技術を維持・獲得するための様々な教育研修も受けています。こうした救急隊の活動が円滑かつ効果的に遂行されるように支えることが重要な仕事です。

## 災害を未然に防ぐため、説得力のある指導を

東京消防庁  
 渋谷消防署予防課査察係  
**田中 翔** たなか しょう

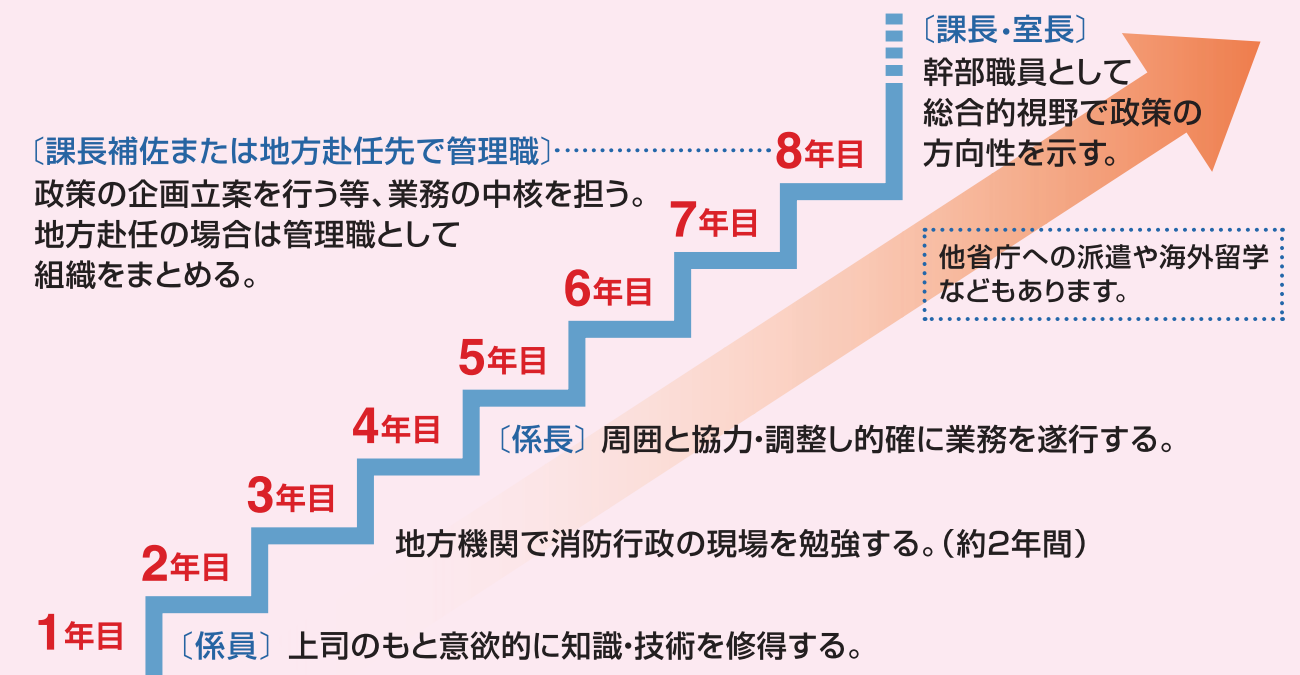


私は、消防庁から出向し、東京消防庁渋谷消防署の予防課査察係に勤務しています。査察とは、建物内の構造、設備、使用状況を見て、法令遵守の状況を確認し、もし違反事項があれば、その違反を自発的に是正してもらえるよう継続的に指導していく業務です。渋谷消防署の管轄区域には、渋谷駅周辺、恵比寿や原宿など全国でも有数の繁華街があります。そのような繁華街には古くからの建物が多く、煙を遮断するための区画が機能しなくなっている箇所が散見されます。平成13年9月に発生した新宿の雑居ビル火災でも多くの方が煙による被害を受けましたが、このような災害が二度と起こらないよう、建物内に防火上危険な箇所があ

れば、早期に是正するよう建物関係者に指導しています。是正のためには多くの場合工事が必要となり、建物関係者には経済的負担が求められます。現場で指導する立場としては、「なぜその工事が必要なのか」という点について、合理的に説明できないと納得させることはできません。合理的だと理解されれば、建物関係者も予算を組んで防火安全対策を講じてくれます。立入検査に出向して粘り強く説明し、その後は正された際には大きな達成感が得られますが、それと同時に、規制を受ける側の立場を考えた安全性を確保する方法も考えなくてはならないと実感しています。

●このほか、都道府県・市町村、他省庁などとの人事交流があります。

# 消防庁キャリアパスによるステップアップ（例）



# WLB（仕事と生活の調和）のための制度

WLBのための制度は、常に改善、見直しを行っています。

3歳未満の子どもを養育する場合 <b>育児休暇</b> 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能	出産する場合 <b>産前・産後休暇</b> 産前6週間、産後は8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）	生後1年未満の子を養育する場合 <b>保育時間</b> 1日2回それぞれ30分以内	小学校就学前の子どもを養育する場合 <b>育児短時間勤務</b> 勤務時間を短縮
小学校就学前の子どもを養育する場合 <b>育児時間</b> 1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能	小学校就学前の子どもを看護する場合 <b>子の看護休暇</b> 年5日（対象となる子が2人以上の場合は年10日）	小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に通う小学生の子どもの送り迎え、又は父母等を介護する場合 <b>早出遅出勤務</b> 始業・終業時刻を繰上げ又は繰り下げて勤務	小学校就学前の子どもを養育、又は父母等を介護する場合 <b>深夜勤務・超過勤務制限</b> 深夜勤務は免除 超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限
3歳未満の子どもを養育する場合 <b>超過勤務の免除</b>	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合 <b>介護休暇</b> 6ヶ月の期間内で必要と認められる期間	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合 <b>短期介護休暇</b> 年5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合 <b>配偶者同行休業</b> 3年を超えない範囲内

キャリアパス・WLB